民法（相続法）改正
遺言書保管法の制定
～高齢化の進展等に対する対応～

相続に関するルールが大きく変わります

平成31年（2019年）1月13日から段階的に施行されます。

1 配偶者居住権の新設

Point ※2020年4月1日(水)施行

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に，配偶者は，遺産分割において配偶者居住権を取得することにより，終身又は一定期間，その建物に無償で居住することができるようになります。被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

(9ページ Q2 & Q3 参照)

現行制度

配偶者が居住建物を取得する場合には，他の財産を受け取れなくなってしまう。

事例 相続人が妻及び子，遺産が自宅(2,000万円)及び預貯金(3,000万円)だった場合
妻と子の相続分 ＝ 1：1（妻 2,500万円 子 2,500万円）

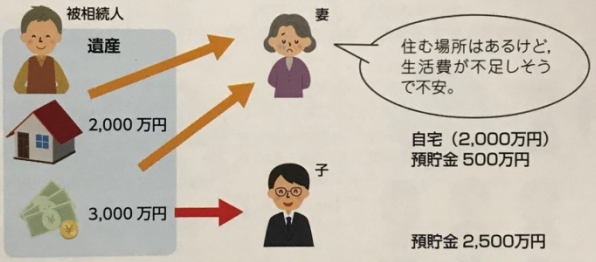

改正によるメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。

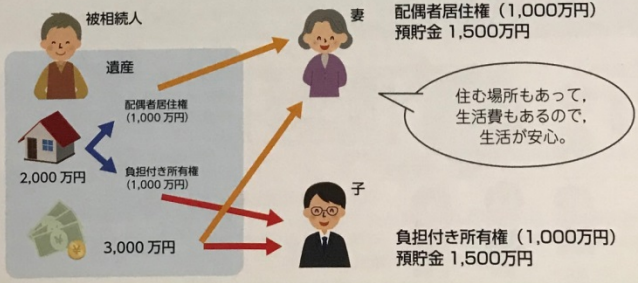

2 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

Point ※2019年7月1日(月)施行

婚姻期間が 20 年以上である夫婦間で居住用不動産（居住用建物又はその敷地）の遺贈又は贈与がされた場合については，原則として，遺産分割における配偶者の取り分が増えることになります。

現行制度

贈与等を行ったとしても，原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱うため，配偶者が最終的に取得する財産額は，結果的に贈与等がなかった場合と同じになる。
➡ 被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されない。

事例 相続人　配偶者と子２名（長男と長女）
遺　産　居住用不動産（持分2分の1）　2,000万円（評価額）
　　その他の財産　6,000万円
配偶者に対する贈与　居住用不動産（持分2分の1）　2,000万円

遺産の先渡しを受けたものと取り扱われる

配偶者の取り分を計算する時には，生前贈与分についても，相続財産とみなされるため，
(8,000万+2,000万)×1／2− 2,000万
= 3,000万円，となり，
最終的な取得額は，
3,000万+ 2,000万= 5,000万円となる。

結局，贈与があった場合とそうでなかった場合とで，最終的な取得額に差異がないこととなる。

改正によるメリット

このような規定（被相続人の意思の推定規定）を設けることにより，原則として遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり，配偶者は，より多くの財産を取得することができる。➡ 贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となる。

遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要なし

同じ事例において，生前贈与分について相続財産とみなす必要がなくなる結果，配偶者の遺産分割における取得額は，
8,000万×1／2= 4,000万円，となり，
最終的な取得額は，
4,000万+ 2,000万= 6,000万円
となり，贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。

3 預貯金の払戻し制度の創設

Point ※2019年7月1日(月)施行

預貯金が遺産分割の対象となる場合に，各相続人は，遺産分割が終わる前でも，一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになります。 （10ページ Q4 参照）

現行制度

遺産分割が終了するまでの間は，相続人単独では預貯金債権の払戻しができない。

平成28年12月19日最高裁大法廷決定により，

① 相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり，
② 共同相続人による単独での払戻しができない，　こととされた。

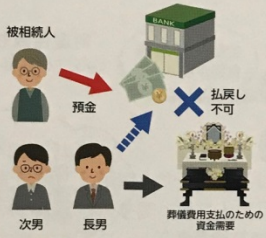

生活費や葬儀費用の支払，相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも，遺産分割が終了するまでの間は，
被相続人の預金の払戻しができない。

改正によるメリット

遺産分割における公平性を図りつつ，相続人の資金需要に対応できるよう，預貯金の払戻し制度を設ける。

(1) 預貯金債権の一定割合（金額による上限あり）については，家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。

(2) 預貯金債権に限り，家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。

(1) 家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが受けられる制度の創設

遺産に属する預貯金債権のうち，一定額については，単独での払戻しを認めるようにする。

（相続開始時の預貯金債権の額（口座基準））×1／3(当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分)＝単独で払戻しをすることができる額

（例） 預金 600 万円 → 長男 100 万円払戻し可

※ただし，1 つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円まで。

(2) 保全処分の要件緩和

仮払いの必要性があると認められる場合には，他の共同相続人の利益を害しない限り，家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする。(家事事件手続法の改正)

4 自筆証書遺言の方式緩和

Point ※2019年1月13日(日)施行

自筆証書遺言についても，財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。

※ もっとも，財産目録の各頁に署名押印をする必要があります。

(10ページ Q5 参照)

現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律
遺言書の全文を自書する必要がある。

財産目録も全文自書しなければならない。

× パソコンで目録を作成
× 通帳のコピーを添付

改正によるメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

○ パソコンで目録を作成
○ 通帳のコピーを添付

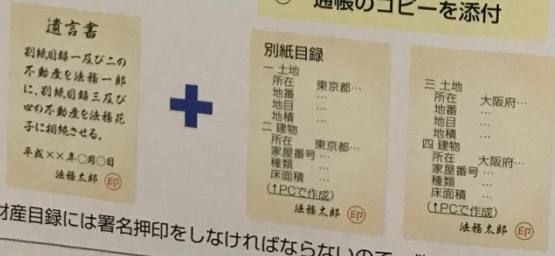

財産目録には署名押印をしなければならないので，偽造も防止できる。

5 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設について

※2020年7月10日(金)施行（法務局における遺言書の保管等に関する法律）
手続の詳細については，施行までの間に政省令で定めることとなります。

(制度の概要)

（10ページ Q6 ～ Q8 参照）

自筆証書遺言を作成した方は，法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができます。

※作成した本人が遺言書保管所に来て手続を行う必要があります。

遺言者の死亡後に，相続人や受遺者らは，全国にある遺言書保管所において，遺言書が保管されているかどうかを調べること（「遺言書保管事実証明書」の交付請求），遺言書の写しの交付を請求すること（「遺言書情報証明書」の交付請求）ができ，また，遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書を閲覧することもできます。

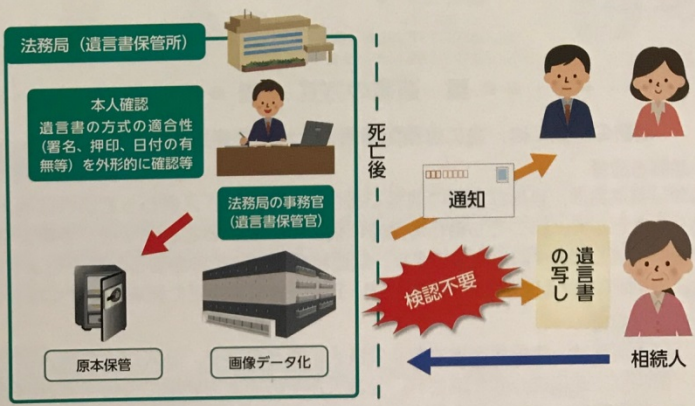

※遺言書保管所に保管されている遺言書については，家庭裁判所の検認が不要となります。
※遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付がされると，遺言書保管官は，他の相続人等に対し，遺言書を保管している旨を通知します。

4 自筆証書遺言の方式緩和

Point ※2019年1月13日(日)施行

自筆証書遺言についても，財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。

※ もっとも，財産目録の各頁に署名押印をする必要があります。

(10ページ Q5 参照)

現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律
遺言書の全文を自書する必要がある。

財産目録も全文自書しなければならない。

× パソコンで目録を作成
× 通帳のコピーを添付

改正によるメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

○ パソコンで目録を作成
○ 通帳のコピーを添付

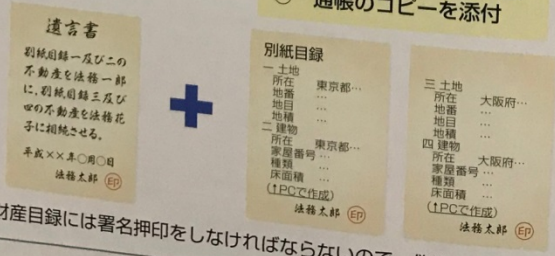

財産目録には署名押印をしなければならないので，偽造も防止できる。

8 特別の寄与の制度の創設

Point ※2019年7月1日(月)施行

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には，相続人に対して金銭の請求をすることができるようになります。

現行制度

相続人以外の者は，被相続人の介護に尽くしても，相続財産を取得することができない。

事例 亡き長男の妻が，被相続人の介護をしていた場合

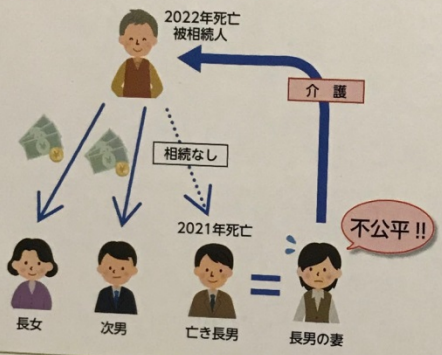

- 被相続人が死亡した場合，相続人（長女・次男）は，被相続人の介護を全く行っていなかったとしても，相続財産を取得することができる。
- 他方，長男の妻は，どんなに被相続人の介護に尽くしても，相続人ではないため，被相続人の死亡に際し，相続財産の分配にあずかれない。

改正によるメリット

相続開始後，長男の妻は，相続人(長女・次男)に対して，金銭の請求をすることができる。
➡ 介護等の貢献に報いることができ，実質的公平が図られる。

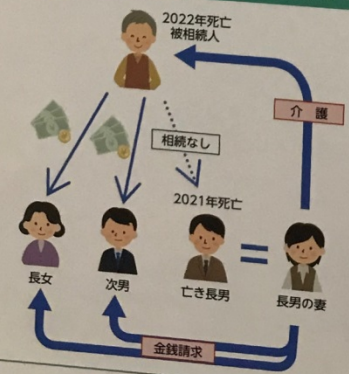

※遺産分割の手続が過度に複雑にならないように，遺産分割は，現行法と同様，相続人（長女・次男）だけで行うこととしつつ，相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。

8 特別の寄与の制度の創設

Point ※2019年7月1日(月)施行

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には，相続人に対して金銭の請求をすることができるようになります。

現行制度

相続人以外の者は，被相続人の介護に尽くしても，相続財産を取得することができない。

事例 亡き長男の妻が，被相続人の介護をしていた場合

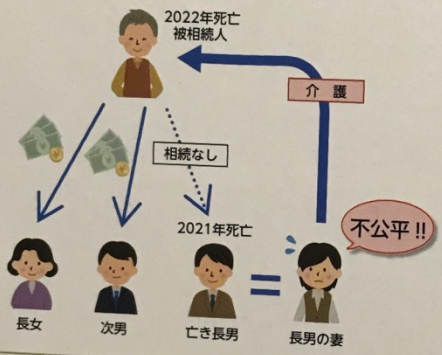

- 被相続人が死亡した場合，相続人（長女・次男）は，被相続人の介護を全く行っていなかったとしても，相続財産を取得することができる。
- 他方，長男の妻は，どんなに被相続人の介護に尽くしても，相続人ではないため，被相続人の死亡に際し，相続財産の分配にあずかれない。

改正によるメリット

相続開始後，長男の妻は，相続人(長女・次男)に対して，金銭の請求をすることができる。
➡ 介護等の貢献に報いることができ，実質的公平が図られる。

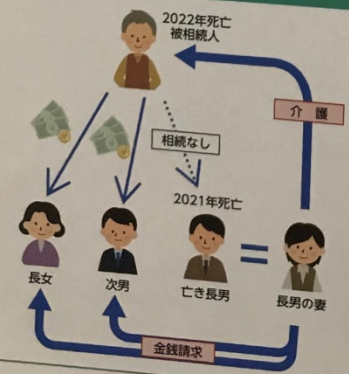

※遺産分割の手続が過度に複雑にならないように，遺産分割は，現行法と同様，相続人（長女・次男）だけで行うこととしつつ，相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。

7 遺留分制度の見直し

Point ※2019年7月1日(月)施行

(1) 遺留分を侵害された者は，遺贈や贈与を受けた者に対し，遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになります。

(2) 遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には，裁判所に対し，支払期限の猶予を求めることができます。

（12ページ Q9 参照）

現行制度

① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。
← 事業承継の支障となっているという指摘

② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は，目的財産の評価額等を基準に決まるため，通常は，分母・分子とも極めて大きな数字となる。
← 持分権の処分に支障が出るおそれ

事例

経営者であった被相続人が，事業を手伝っていた長男に会社の土地建物（評価額1億1,123万円）を，長女に預金1,234万5,678円を相続させる旨の遺言をし，死亡した(配偶者は既に死亡)。遺言の内容に不満な長女が長男に対し，遺留分減殺請求

長女の遺留分侵害額
1,854万8,242円＝
(1億1,123万円＋1,234万5,678円)×1／2×1／2－1,234万5,678円

(現行法)
会社の土地建物が長男と長女の
複雑な共有状態に
持分割合
➡長男 9,268万1,758/1億1,123万
長女 1,854万8,242/1億1,123万

改正によるメリット

① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

(改正後)
遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。
同じ事例では，長女は長男に対し，
1,854万8,242円 請求できる。